



償却資産申告書の提出は1月31日（月）までです

町内に事業用資産を所有している個人または法人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。

特に、確定申告で事業の必要経費に減価償却費を計上される場合は、この申告漏れがないか、ご注意ください。

◆対象となるもの

その事業のために用いることのできる機械・器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの。

※自動車税・軽自動車税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

これまでに申告をされたことがない方でも、事業用の資産をお持ちであれば対象となりますので申告をしてください。

※申告書は税務課及び各支所総合窓口室にあります。

◆提出期限 1月31日（月）

◆提出先 税務課、各支所総合窓口室

☎ 税務課 ☎0859-54-5208

申告対象となる償却資産（例）

【農業】

・乾燥機、動力噴霧器、堆肥舎、定植機など

【漁業】

・漁船、漁網、魚群探知器、無線機など

【小売店】

・商品陳列ケースなど

【理容業・美容業】

・理美容椅子・洗面設備・サインポールなど

【飲食店】

・厨房設備、レジスター、冷蔵庫など

【再生可能エネルギー発電事業】

・太陽光パネル、架台、附属装置など



防災行政無線戸別受信機について

大山町では住民登録をしている世帯主の方に、防災行政無線戸別受信機1台を無償で貸与しています。（アンテナ設置を含む。）

受信機は、停電の時など自動的に乾電池に電源が切り替わります。緊急放送を聞き逃さないために乾電池がセットしてありますので、乾電池は1年に1度交換してください。

◆乾電池交換の手順



①受信機中心にあるOPENの「矢印▽」を強く押し込む。



②強く押し込んだまま下げる。



③乾電池（単1を2本）を交換する。



④逆の手順でフタをはめて元に戻す。

◆よくある質問（Q&A）

Q：録音のランプがオレンジ色に点滅しているけど故障ですか？

A：故障ではありません。再生されていない放送があるためです。

気になる場合は、録音されている放送をすべて再生すれば点滅は消えます。未再生の放送がなくなったときに「ポツ」という音が鳴り、録音ランプは消えます。

☎ 総務課 ☎0859-54-5201